

個人情報管理規定

1、適用

この規定は、当協会の役員並びに職員、嘱託職員、研修研究員、客員研究員、派遣契約に基づき派遣されている職員、パート等（以下は従業者とする）に適用する。

2、機密保持義務

（１） 従業者は、当協会の業務によって直接または間接に知り得た個人情報について、次の各号の義務を負うものとする。

ア、良識を持った個人情報保護管理者の指示のもと、従業者は注意義務を持って個人情報を管理する。

イ、本人の承認を得ない限り個人情報を複写し、または第三者に閲覧、提供貸与等一切開示してはならない。

ウ、従業者は当協会の業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。

エ、本人が個人情報の返却または破棄を要請した場合、当該個人情報を返却または破棄する。複製物も同様とする。

オ、上記ア～エの事項については、退職後または契約解除後もこの義務を負うものとする。

（２） 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては個人情報とみなさないものとする。

ア、受領した時に、既に公知であったもの。

イ、受領した後に、受領した当事者の責に帰することなく公知となったもの。

ウ、法令に基づき政府機関や裁判所に開示する必要のあるもの。

3、保管

個人情報は、個人情報保護管理者の指示に従い厳重に管理されなければならない。

4、電算処理をする際の保護措置

従業者は、個人情報を電算処理する場合において、定められた機器を使用し、不正アクセスやコンピューターウイルス等による個人情報の盗用、漏洩、滅失または棄損等に対する防御を心がけなければならない。

（１） アクセス管理

ア、当協会のコンピュータはＩＤ・パスワードで管理する。

従業者は、パスワードの管理を厳重に行い、自己のアクセス権限下にあるパソコンを使用する。

イ、外部ネットワークアクセスにおける情報のアクセスやダウンロード、情報発信は必要な範囲に限定し、ウイルス検査を通して、悪意のあるプログラムの進入や送付を防止する。

ウ、外部ネットワークアクセスでの情報発信は、①公序良俗に反しない、②営業秘密情報や個人情報を公開しない、③他人を誹謗・中傷しない、④名誉を棄損しない、⑤法律や倫理に反しないようにする。

エ、システムへのアクセスログは、個人情報保護管理者がシステム運営担当者に定期的に確認または記録をするように指示し、問題があると判断された場合は、当協会の役員会に調査を要請する。

(2) パスワード及びID管理

ア、ユーザーIDは、複数のシステムユーザーで利用しない。

イ、ユーザーIDは、必ずパスワードを設定する。

ウ、パスワードは、随時変更する。

エ、パスワードは、紙媒体等に記述しておかない。

オ、パスワードを入力する場合は、他人に見られないようにする。

カ、他人のパスワードを知った場合は、速やかに個人情報保護管理者に通知する。

4、遵守義務

(1) 従業者は、個人情報保護に関する日本国の法令その他の規範を遵守するとともに本規定を遵守しなければならない。

5、違反した場合の罰則

(1) 役員並びに職員が本規定に違反した場合、当協会は就業規則第 50 条に基づき懲戒処分を行うほか、適正な処置を実施できるものとする。

(2) 嘱託職員、研修研究員、客員研究員、派遣契約に基づき派遣されている職員、パート等が本規定に違反した場合は、就業規則または契約に基づき処分を行うほか、適正な処置を実施できるものとする。

6、規定の改定等

この規定の改定等は当協会の役員会で行う。

7、その他

この規定は平成 20 年 8 月 1 日より施行する。